

## 第2回 北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事要旨

- 1 日時 平成20年7月29日(火) 10:00~11:30
- 2 場所 ステーションホテル小倉 4階 豊饒の間
- 3 議題 迷惑行為防止重点地区の範囲について
- 4 出席者 大坪委員(会長)、豊川委員(副会長)、太田委員、加藤委員、久保委員、後藤委員、田中委員、松永委員、丸目委員、安永委員
- 5 議事概要

(1) 事務局が資料説明を行い、その後意見交換を行った。

委員の主な発言概要は次のとおり。

禁煙と喫煙のバランスが大切である。喫煙場所の設置と周知が必要ではないか。

重点地区は、モラル・マナーアップの象徴的なエリアとなる。灰皿がない場合、喫煙者は5km、10km四方になると不便を感じるかも知れないが、このエリアの中に公共の灰皿の設置が必要なのか。

灰皿は、商店街の中やデパートの外にも設置されている。探せば何箇所かあるので、たくさん設置する必要はないのではないか。

重点地区として「勝山公園ゾーン」を入れているが、巡視も大変になるし、欲張りすぎではないか。

次の重点地区の見直しは、1年先か、2年先か、どのくらいを考えているのか。また、見直しの方法としては、今の重点地区を拡大していくのか、各区につくっていくことになるのか。

重点地区の周知期間は3ヶ月くらいは必要ではないか。市政だよりへの掲載や市民センターにポスターを貼るなどして、市民へ周知してもらいたい。

周知活動の一つとして、子どもたちへの教育用DVDを製作してはどうか。

費用対効果を考える必要がある。フリーペーパーに掲載したり、テレビニュースに取り上げられるようなことを考えてもらいたい。

## (2) 会長まとめ

迷惑行為防止重点地区のエリアに関して大きな修正意見は出なかったので、今回のエリアを基にした形で、次回までに答申の原案を作成して次回の協議会に諮りたい。今日いただいた様々な意見は、答申の付帯事項あるいは要望事項として組み入れるよう事務局と調整して原案を作成したい。〔出席委員全員同意〕

## 6 次回の日程について

8月20日(水)に第3回会議を開催予定。

文責：事務局（総務市民局安全・安心課）